

沖縄労働局発表  
令和3年(2021年)12月24日

【照会先】

職業安定部長 大山 徹  
職業対策課長 伊福 美香  
(電話) 098-868-3701  
(FAX) 098-951-3507

## 民間企業における雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新 ～ 令和3年(2021年)沖縄県内の障害者雇用状況の集計結果 ～

沖縄労働局では、このほど、沖縄県内の民間企業や公的機関などにおける、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### <民間企業> (法定雇用率 2.3%)

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は5,167.0人、対前年比5.6%(276.0人)増加
- ・実雇用率は2.86%、対前年比0.12ポイント上昇。全国2位(前年2位)

○法定雇用率達成企業の割合は60.9%(前年比1.3ポイント低下)

- ・対象企業1,084社、法定雇用率達成企業660社

#### <公的機関> (法定雇用率 2.6%、県教育委員会は2.5%) ※ ( ) は前年の値

- ・県の機関：雇用障害者数186.5人(168.5人)、実雇用率2.17%(1.99%)
- ・県教育委員会：雇用障害者数194.5人(199.5人)、実雇用率1.65%(1.70%)
- ・市町村の機関：雇用障害者数492.0人(427.5人)、実雇用率2.40%(2.18%)

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1. 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は5,167.0人で、前年より276.0人増加（前年比5.6%増）し、18年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,669.5人（対前年比0.6%増）、知的障害者は1,535.5人（同6.7%増）、精神障害者は962.0人（同20.4%増）といずれも前年より増加となった。
- ・ 実雇用率は、2.86%（前年は2.74%）、法定雇用率達成企業の割合は60.9%（同62.2%）であった。

〔第1表、グラフ(1)(2)〕

#### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で885.0人（前年は747.5人）、100～300人未満で1,806.0人（同1,680.0人）、300～500人未満で726.0人（同686.5人）、500～1,000人未満で426.5人（同548.5人）、1,000人以上で1,323.5人（同1,228.5人）となり、500～1,000人未満規模企業で前年より減少し、その他の規模企業で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満規模企業で2.34%（前年は2.22%）、100～300人未満で3.17%（同2.93%）、300～500人未満で3.23%（同3.07%）、500～1,000人未満で2.58%（同2.91%）、1,000人以上で2.82%（同2.66%）となった。  
なお、民間企業全体の実雇用率2.86%と比較すると、100～300人未満、300～500人未満規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5人～100人未満規模企業で55.2%（前年は55.8%）、100～300人未満で66.9%（同67.8%）、300～500人未満で71.6%（同63.6%）、500～1,000人未満で65.4%（同74.2%）、1,000人以上で71.4%（同90.5%）となった。

〔第2表〕

#### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「製造業」2.92%（前年は2.82%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.43%（同2.53%）、「運輸業、郵便業」2.81%（同2.85%）、「卸売業、小売業」2.50%（同2.51%）、「金融業、保険業」2.37%

(同2.37%)、「生活関連サービス業、娯楽業」5.46%(同5.29%)、「医療、福祉」3.63%(同3.34%)、「複合サービス事業」3.98%(同3.61%)、「サービス業」2.54%(同2.60%)が法定雇用率を上回っている。

[第3表]

## 2. 公的機関における雇用状況

### (1) 県の機関(法定雇用率2.6%、県教育委員会は2.5%)

沖縄県(県教育委員会を除く)の5機関に在職している障害者の数は186.5人で、前年より10.7%(18.0人)増加しており、実雇用率は2.17%と、前年に比べ0.18ポイント上昇した。

また、沖縄県教育委員会に在職している障害者の数は194.5人で、前年より2.5%(5.0人)減少しており、実雇用率は1.65%と、前年に比べ0.05ポイント低下した。県の機関は6機関中3機関が達成。

[第4表]

### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

県内市町村の機関に在職している障害者の数は492.0人で、前年より15.1%(64.5人)増加、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.22ポイント上昇した。

県内市町村は77機関中54機関が達成。

[第5表]

## 3. 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は34.0人で、前年より17.2%(5.0人)増加しており、実雇用率は3.02%と、前年に比べ0.2ポイント上昇した。

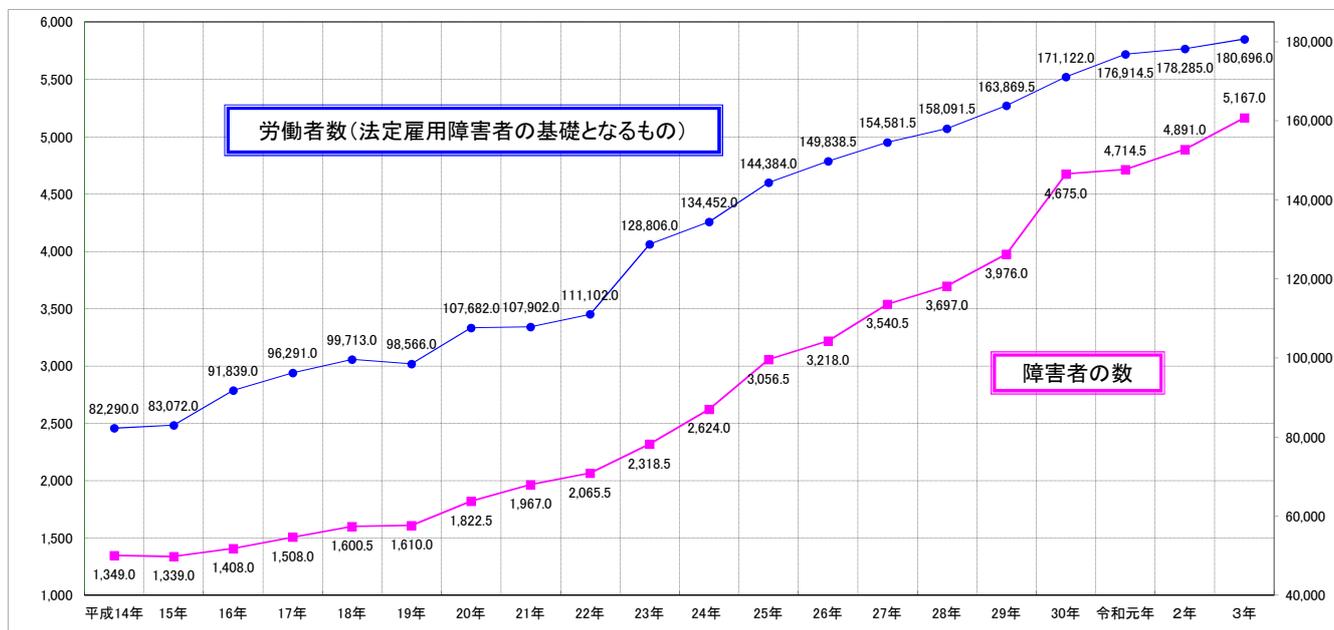
地方独立行政法人等は5機関中4機関が達成。

[第6表]

## (1) 民間企業における障害者の数の推移

(人)

	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
雇用障害者数	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0	3,976.0	4,675.0	4,714.5	4,891.0	5,167.0
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,902	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5	163,869.5	171,122.0	176,914.5	178,285.0	180,696.0

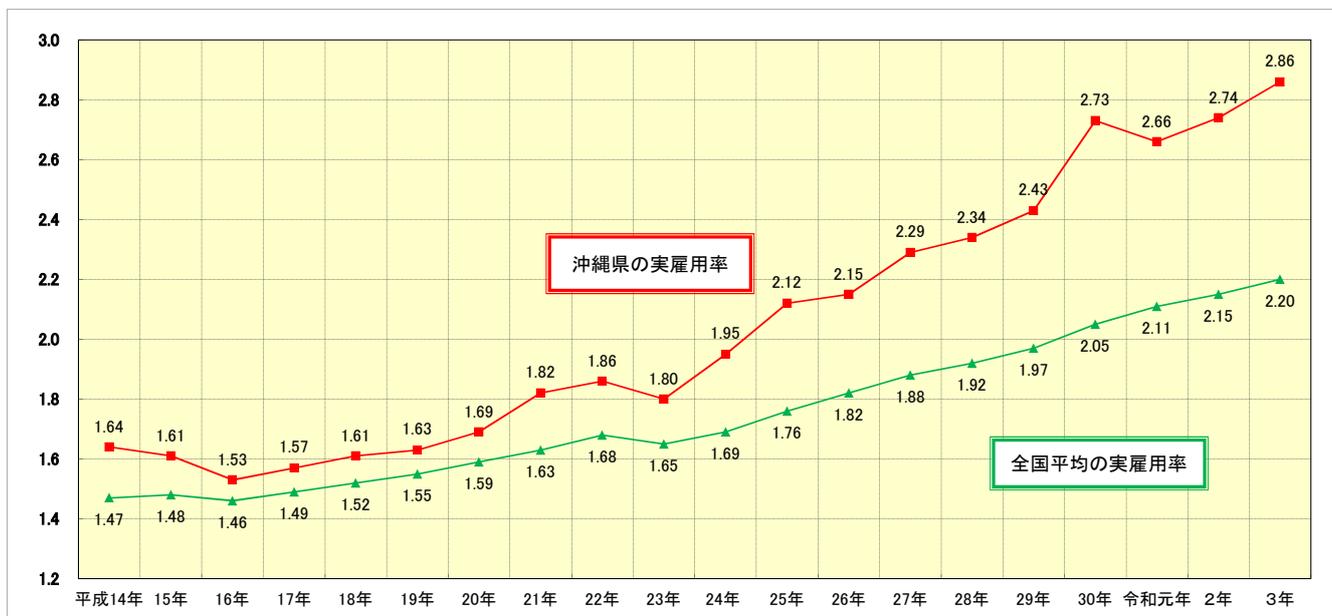


(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。  
 (注) 「法定雇用障害者数」については、P10参照「労働者数」「障害者の数」については、P5第1表(注)参照

## (2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

(%)

	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
全国	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20
沖縄	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43	2.73	2.66	2.74	2.86



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

<法定雇用率>



第1表 民間企業における障害者の雇用状況(総括表) (法定雇用率 2.3%適用)

区分	① 企業数	② の法定雇用障害者数の算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③E+④E+⑤F	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100	
			A 重度 身体 障害者	B 働 重度 身体 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の 身体 障害者	D 時間 労働 以外 の 身体 障害者 である 短	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度 知的 障害者	B 働 重度 知的 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の 知的 障害者	D 時間 労働 以外 の 知的 障害者 である 短	E 計 A×2+B+C+D×0.5	C 精神 障害者	D 精神 障害者 である 短時間 労働者	F 計 C+(D-E)×0.5+E EにDのうち(注5)					
R3年計	1,084	180,696.0	748	210	853	221	2,669.5	197	74	874	387	1,535.5	486	615	337	962.0	5,167.0	2.86 %	660	60.9 %
R2年計	(1,014)	(178,285.0)	(743)	(216)	(853)	(197)	(2,653.5)	(200)	(73)	(799)	(333)	(1,438.5)	(437)	(552)	(172)	(799.0)	(4,891.0)	(2.74) %	(631)	(62.2) %

注：1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

- ③④A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ③④⑤D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③④E欄及び⑤F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ③④のA、C欄及び⑤のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③④のB、D欄及び⑤のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ⑤E欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
 (1)平成30年6月2日以降に採用された者であること。  
 (2)平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② の法定雇用障害者数の算定	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③E+④E+⑤F	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100	
			A 重度 身体 障害者	B 働 重度 身体 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の 身体 障害者	D 時間 労働 以外 の 身体 障害者 である 短	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度 知的 障害者	B 働 重度 知的 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の 知的 障害者	D 時間 労働 以外 の 知的 障害者 である 短	E 計 A×2+B+C+D×0.5	C 精神 障害者	D 精神 障害者 である 短時間 労働者	F 計 C+(D-E)×0.5+E EにDのうち(注5)					
43.5~ 100人未満	589	37,765.0	134	40	171	35	496.5	26	19	135	97	254.5	88	69	23	134.0	885.0	2.34 %	325	55.2 %
	(505)	(33,646.5)	(107)	(22)	(153)	(24)	(401.0)	(36)	(17)	(127)	(56)	(244.0)	(68)	(50)	(19)	(102.5)	(747.5)	(2.22) %	(282)	(55.8) %
100~ 300人未満	381	57,028.0	247	105	282	115	938.5	34	19	200	140	357.0	155	432	279	510.5	1806.0	3.17 %	255	66.9 %
	(391)	(57,290.0)	(259)	(121)	(288)	(107)	(980.5)	(24)	(24)	(189)	(132)	(327.0)	(142)	(371)	(90)	(372.5)	(1,680.0)	(2.93) %	(265)	(67.8) %
300~ 500人未満	67	22,445.5	107	24	127	25	377.5	51	14	124	35	257.5	65	41	11	91.0	726.0	3.23 %	48	71.6 %
	(66)	(22,393.0)	(95)	(20)	(116)	(30)	(341.0)	(58)	(12)	(110)	(37)	(256.5)	(57)	(47)	(17)	(89.0)	(686.5)	(3.07) %	(42)	(63.6) %
500~ 1,000人未満	26	16,546.5	81	11	76	12	255.0	5	1	86	22	108.0	53	16	5	63.5	426.5	2.58 %	17	65.4 %
	(31)	(18,825.0)	(97)	(14)	(95)	(10)	(308.0)	(19)	(4)	(104)	(27)	(159.5)	(67)	(21)	(7)	(81.0)	(548.5)	(2.91) %	(23)	(74.2) %
1,000人以上	21	46,911.0	179	30	197	34	602.0	81	21	329	93	558.5	125	57	19	163.0	1,323.5	2.82 %	15	71.4 %
	(21)	(46,130.5)	(185)	(39)	(201)	(26)	(623.0)	(63)	(16)	(269)	(81)	(451.5)	(103)	(63)	(39)	(154.0)	(1,228.5)	(2.66) %	(19)	(90.5) %
R3年計	1,084	180,696.0	748	210	853	221	2,669.5	197	74	874	387	1,535.5	486	615	337	962.0	5,167.0	2.86 %	660	60.9 %
R2年計	(1,014)	(178,285.0)	(743)	(216)	(853)	(197)	(2,653.5)	(200)	(73)	(799)	(333)	(1,438.5)	(437)	(552)	(172)	(799.0)	(4,891.0)	(2.74) %	(631)	(62.2) %

注：第1表の注と同じ  
 :( )内は、令和2年の数値である

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	①		②					③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数					⑥	⑦	⑧	⑨
	企業数	法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数の数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5	C 精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者	E 計 C+(D-E)×0.5+E	F 計 C+(D-E)×0.5+E	障害者の数 ③E+④E+⑤F	実雇用率 ⑥÷②×100	法定雇用率達成企業の数	達成割合 ⑧÷①×100						
農、林、漁業	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%						
	4	266.5	1	0	0	0	2.0	0	0	1	0	1.0	1	0	0	1.0	4.0	1.50%	2	50.0%						
鉱業、採石業、砂利採取業	(2)	(113.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00%)	(0)	(0.0%)							
	1	64.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00%	0	0.0%							
建設業	(1)	(65.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00%)	(0)	(0.0%)							
	65	6,104.0	29	1	31	2	91.0	1	0	8	0	10.0	8	0	0	8.0	109.0	1.79%	37	56.9%						
製造業	(60)	(5,800.0)	(22)	(0)	(25)	(2)	(70.0)	(0)	(0)	(10)	(0)	(10.0)	(10)	(0)	(10.0)	(90.0)	(1.55%)	(30)	(50.0%)							
	92	10,389.5	49	5	49	1	152.5	18	3	71	16	118.0	28	8	2	33.0	303.5	2.92%	62	67.4%						
電気・ガス・熱供給・水道業	(84)	(10,185.5)	(44)	(5)	(47)	(7)	(143.5)	(16)	(2)	(68)	(18)	(111.0)	(24)	(12)	(6)	(33.0)	(287.5)	(2.82%)	(54)	(64.3%)						
	3	1,971.5	21	0	5	0	47.0	0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	48.0	2.43%	2	66.7%						
情報通信業	(3)	(1,933.5)	(22)	(0)	(4)	(0)	(48.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(1)	(0)	(0)	(1.0)	(49.0)	(2.53%)	(3)	(100.0%)						
	62	7,956.0	27	3	30	6	90.0	0	0	1	1	1.5	39	4	4	43.0	134.5	1.69%	31	50.0%						
運輸業、郵便業	(61)	(8,000.0)	(27)	(3)	(26)	(6)	(86.0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(37)	(3)	(3)	(40.0)	(128.0)	(1.60%)	(28)	(45.9%)						
	69	11,606.5	58	3	92	13	217.5	7	0	51	7	68.5	36	7	1	40.0	326.0	2.81%	48	69.6%						
卸売業、小売業	(69)	(11,725.0)	(58)	(5)	(96)	(14)	(224.0)	(7)	(0)	(51)	(6)	(68.0)	(36)	(8)	(5)	(42.5)	(334.5)	(2.85%)	(51)	(73.9%)						
	204	41,234.0	99	24	138	32	376.0	58	22	334	115	529.5	86	58	21	125.5	1,031.0	2.50%	112	54.9%						
金融業、保険業	(190)	(40,025.0)	(106)	(22)	(145)	(23)	(390.5)	(64)	(17)	(310)	(90)	(500.0)	(71)	(61)	(29)	(116.0)	(1,006.5)	(2.51%)	(112)	(58.9%)						
	13	6,498.0	39	0	38	2	117.0	2	0	7	0	11.0	26	0	0	26.0	154.0	2.37%	8	61.5%						
不動産業、物品賃貸業	(13)	(6,508.5)	(40)	(0)	(36)	(2)	(117.0)	(2)	(0)	(6)	(0)	(10.0)	(26)	(1)	(1)	(27.0)	(154.0)	(2.37%)	(9)	(69.2%)						
	32	3,205.5	16	3	9	0	44.0	3	0	13	2	20.0	6	2	1	7.5	71.5	2.23%	20	62.5%						
学術研究、専門・技術サービス業	(35)	(3,350.5)	(16)	(2)	(9)	(0)	(43.0)	(2)	(0)	(15)	(1)	(19.5)	(3)	(2)	(1)	(4.5)	(67.0)	(2.00%)	(19)	(54.3%)						
	28	3,056.5	12	4	18	1	46.5	0	0	2	4	4.0	9	1	0	9.5	60.0	1.96%	16	57.1%						
宿泊業、飲食サービス業	(29)	(3,167.0)	(13)	(3)	(18)	(1)	(47.5)	(0)	(0)	(1)	(3)	(2.5)	(7)	(1)	(0)	(7.5)	(57.5)	(1.82%)	(16)	(55.2%)						
	80	12,656.0	40	11	55	12	152.0	9	3	51	19	81.5	18	17	6	29.5	263.0	2.08%	37	46.3%						
生活関連サービス業、娯楽業	(80)	(13,683.5)	(47)	(10)	(53)	(15)	(164.5)	(12)	(4)	(38)	(19)	(75.5)	(19)	(15)	(9)	(31.0)	(271.0)	(1.98%)	(41)	(51.3%)						
	44	5,888.0	43	6	33	3	126.5	43	4	71	10	166.0	20	12	6	29.0	321.5	5.46%	22	50.0%						
教育、学習支援業	(45)	(6,343.5)	(42)	(7)	(35)	(3)	(127.5)	(46)	(3)	(74)	(13)	(175.5)	(21)	(15)	(8)	(32.5)	(335.5)	(5.29%)	(24)	(53.3%)						
	26	2,672.5	15	1	13	0	44.0	0	0	1	4	3.0	6	1	1	7.0	54.0	2.02%	15	57.7%						
医療、福祉	(19)	(2,133.0)	(9)	(0)	(9)	(1)	(27.5)	(0)	(2)	(0)	(2)	(3.0)	(2)	(2)	(4.0)	(34.5)	(1.62%)	(12)	(63.2%)							
	249	46,908.5	221	126	224	115	849.5	31	33	134	173	315.5	152	485	287	538.0	1,703.0	3.63%	167	67.1%						
複合サービス事業	(225)	(44,975.0)	(209)	(129)	(238)	(96)	(833.0)	(27)	(40)	(115)	(139)	(278.5)	(137)	(409)	(96)	(389.5)	(1,501.0)	(3.34%)	(162)	(72.0%)						
	8	4,865.5	16	2	24	4	60.0	22	1	59	12	110.0	20	6	1	23.5	193.5	3.98%	6	75.0%						
サービス業	(6)	(4,700.0)	(16)	(2)	(23)	(3)	(58.5)	(19)	(1)	(45)	(14)	(91.0)	(14)	(7)	(5)	(20.0)	(169.5)	(3.61%)	(4)	(66.7%)						
	104	15,353.0	62	21	94	30	254.0	3	8	70	24	96.0	30	14	7	40.5	390.5	2.54%	75	72.1%						
令和3年計	(92)	(15,576.5)	(72)	(28)	(89)	(24)	(273.0)	(5)	(4)	(64)	(28)	(92.0)	(29)	(16)	(7)	(40.5)	(405.5)	(2.60%)	(66)	(71.7%)						
	1,084	180,696.0	748	210	853	221	2,669.5	197	74	874	387	1,535.5	486	615	337	962.0	5,167.0	2.86%	660	60.9%						
令和2年計	(1,014)	(178,285.0)	(743)	(216)	(853)	(197)	(2,653.5)	(200)	(73)	(799)	(333)	(1,438.5)	(437)	(552)	(172)	(799.0)	(4,891.0)	(2.74%)	(631)	(62.2%)						

注：第1表の注と同じ  
：( )内は、令和2年の数値である

第4表 沖縄県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%、教育委員会は2.5%適用)

機関名	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
<b>合 計</b>	<b>20,380.0</b>	<b>381.0</b>	<b>1.87%</b>	<b>145.0</b>
	( 20,200.5 )	( 368.0 )	( 1.82% )	( 135.0 )
沖縄県 知事部局	5,447.0	127.5	2.34%	13.5
沖縄県 病院事業局	2,355.5	29.0	1.23%	32.0
沖縄県 企業局	270.5	10.0	3.70%	0.0
沖縄県 警察本部	470.5	18.0	3.83%	0.0
沖縄県 議会事務局	53.0	2.0	3.77%	0.0
<b>小 計</b>	<b>8,596.5</b>	<b>186.5</b>	<b>2.17%</b>	<b>45.5</b>
	( 8,461.5 )	( 168.5 )	( 1.99% )	( 53.5 )
沖縄県 教育委員会	11,783.5	194.5	1.65%	99.5
<b>小 計</b>	<b>11,783.5</b>	<b>194.5</b>	<b>1.65%</b>	<b>99.5</b>
	( 11,739.0 )	( 199.5 )	( 1.70% )	( 81.5 )

対象機関 6  
うち達成 3  
達成割合 50.0%

第5表 県内市町村における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
<b>計</b>	<b>20,482.5</b>	<b>492.0</b>	<b>2.40%</b>	<b>49.5</b>
	( 19,569.5 )	( 427.5 )	( 2.18% )	( 69.0 )
那覇市	2,484.0	64.5	2.60%	0.0
宜野湾市	828.5	18.0	2.17%	3.0
石垣市	680.5	18.0	2.65%	0.0
浦添市	891.0	25.0	2.81%	0.0
名護市	732.5	17.0	2.32%	2.0
糸満市	580.5	12.0	2.07%	3.0
沖縄市	1,285.5	27.0	2.10%	6.0
豊見城市	417.5	12.0	2.87%	0.0
うるま市	993.0	27.0	2.72%	0.0
宮古島市	816.5	16.0	1.96%	5.0
南城市	296.5	8.0	2.70%	0.0
国頭村	107.0	2.0	1.87%	0.0
大宜味村	93.5	2.0	2.14%	0.0
東村	108.0	1.0	0.93%	1.0
今帰仁村	124.0	2.0	1.61%	1.0
本部町	131.5	6.0	4.56%	0.0
恩納村	213.0	6.0	2.82%	0.0
宜野座村	157.0	5.0	3.18%	0.0
金武町	228.0	5.0	2.19%	0.0
伊江村	101.0	2.0	1.98%	0.0
読谷村	335.0	9.0	2.69%	0.0
嘉手納町	154.0	4.0	2.60%	0.0
北谷町	322.0	6.0	1.86%	2.0
北中城村	176.0	4.0	2.27%	0.0
中城村	164.0	1.0	0.61%	3.0
西原町・西原町教育委員会	379.0	9.0	2.37%	0.0
与那原町	204.0	7.0	3.43%	0.0
南風原町・南風原町教育委員会	407.5	10.0	2.45%	0.0
渡嘉敷村	59.0	2.0	3.39%	0.0
座間味村	68.5	4.0	5.84%	0.0
粟国村	118.0	3.0	2.54%	0.0
南大東村	79.0	2.0	2.53%	0.0
北大東村	46.5	0.0	0.00%	1.0
伊平屋村	86.0	3.0	3.49%	0.0
伊是名村	82.0	4.0	4.88%	0.0
久米島町	207.0	6.0	2.90%	0.0
八重瀬町	173.5	5.0	2.88%	0.0
多良間村	95.5	3.5	3.66%	0.0
竹富町	209.0	2.0	0.96%	3.0
与那国町	64.0	3.0	4.69%	0.0
那覇市教育委員会	772.5	22.0	2.85%	0.0
宜野湾市教育委員会	343.0	7.0	2.04%	1.0
石垣市教育委員会	220.0	9.0	4.09%	0.0
浦添市教育委員会	304.0	4.0	1.32%	3.0
名護市教育委員会	298.5	7.0	2.35%	0.0

対象機関 77  
うち達成 54  
達成割合 70.1%

注6

注7

糸満市教育委員会	127.5	1.5	1.18%	1.5
沖縄市教育委員会	561.0	9.0	1.60%	5.0
豊見城市教育委員会	183.5	5.5	3.00%	0.0
うるま市教育委員会	493.0	12.0	2.43%	0.0
宮古島市教育委員会	268.0	6.0	2.24%	0.0
南城市教育委員会	89.0	5.0	5.62%	0.0
国頭村教育委員会	75.0	1.0	1.33%	0.0
大宜味村教育委員会	52.0	0.0	0.00%	1.0
東村教育委員会	40.0	1.0	2.50%	0.0
今帰仁村教育委員会	68.5	1.0	1.46%	0.0
本部町教育委員会	94.0	2.0	2.13%	0.0
恩納村教育委員会	95.0	3.0	3.16%	0.0
金武町教育委員会	94.0	1.0	1.06%	1.0
伊江村教育委員会	53.0	1.0	1.89%	0.0
読谷村教育委員会	170.0	5.0	2.94%	0.0
嘉手納町教育委員会	76.5	1.0	1.31%	0.0
北谷町教育委員会	179.0	3.0	1.68%	1.0
北中城村教育委員会	79.0	2.0	2.53%	0.0
中城村教育委員会	116.5	1.0	0.86%	2.0
久米島町教育委員会	39.5	1.0	2.53%	0.0
八重瀬町教育委員会	54.0	1.0	1.85%	0.0
竹富町教育委員会	103.5	1.0	0.97%	1.0
那覇市上下水道局	185.0	7.0	3.78%	0.0
宜野湾市上下水道局	41.0	1.0	2.44%	0.0
石垣市水道部	50.0	1.0	2.00%	0.0
浦添市上下水道部	53.0	2.0	3.77%	0.0
沖縄市上下水道局	91.0	2.0	2.20%	0.0
うるま市水道事業	41.0	1.0	2.44%	0.0
宮古島市上下水道部	46.0	0.0	0.00%	1.0
沖縄県介護保険広域連合	107.5	2.0	1.86%	0.0
倉浜衛生施設組合	67.0	0.0	0.00%	1.0
沖縄県後期高齢者医療広域連合	53.0	0.0	0.00%	1.0

注8

## (第4・5表関係注釈)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が38.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 計欄の下段( )内の数字は令和2年の数値である。
- 糸満市においては、11月8日時点において、障害者数15.0人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。
- 宜野湾市教育委員会においては、11月9日時点において、障害者数8.0人、実雇用率2.33%、不足数0.0人となっている。
- 北谷町教育委員会においては、9月1日時点において、障害者数4.0人、実雇用率2.21%、不足数0.0人となっている。

## 第6表 地方独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%適用)

法人名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	1,126.5 (1,028.5)	34.0 (29.0)	3.02% (2.82%)	2.0 (1.0)
沖縄県住宅供給公社	61.0	1.0	1.64%	0.0
沖縄県土地開発公社	42.0	2.0	4.76%	0.0
地方独立行政法人 那覇市立病院	789.5	24.0	3.04%	0.0
公立大学法人沖縄県立芸術大学	88.0	0.0	0.00%	2.0
公立大学法人名桜大学	146.0	7.0	4.79%	0.0

対象機関 5  
うち達成 4  
達成割合 80.0%

## (第6表関係注釈)

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人(独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等)については、厚生労働省にて発表。
- 計欄の下段( )内の数字は令和2年の数値である。

# 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.20	0.05	47.0	△1.6	50,306 / 106,924
北海道	2.37	0.02	50.1	△0.8	1,950 / 3,889
青森	2.36	0.06	53.6	△0.5	559 / 1,042
岩手	2.37	0.09	58.8	1.8	627 / 1,066
宮城	2.21	0.04	50.7	△0.7	808 / 1,593
秋田	2.21	△0.04	59.7	△4.1	494 / 827
山形	2.11	0.00	50.5	△3.1	496 / 982
福島	2.14	△0.02	53.0	△2.7	798 / 1,507
茨城	2.17	△0.02	49.3	△2.8	839 / 1,701
栃木	2.26	0.08	54.4	△3.0	743 / 1,366
群馬	2.19	0.03	55.1	△1.5	922 / 1,672
埼玉	2.32	0.02	47.8	△1.7	1,743 / 3,647
千葉	2.15	0.03	49.0	△2.9	1,375 / 2,804
東京	2.09	0.05	30.9	△1.6	6,977 / 22,585
神奈川	2.16	0.03	44.6	△2.8	2,234 / 5,010
新潟	2.20	0.03	56.6	△2.4	1,152 / 2,036
富山	2.18	0.05	54.1	△2.8	592 / 1,095
石川	2.45	0.10	53.4	△3.0	613 / 1,147
福井	2.53	0.09	57.6	△1.3	441 / 765
山梨	2.16	0.11	57.3	1.1	377 / 658
長野	2.29	0.04	56.8	△2.0	1,010 / 1,778
岐阜	2.25	0.08	54.8	0.3	919 / 1,677
静岡	2.28	0.09	51.9	△0.4	1,636 / 3,152
愛知	2.14	0.06	46.5	△0.7	3,116 / 6,695
三重	2.36	0.08	56.9	△2.1	723 / 1,271
滋賀	2.33	0.04	54.0	△2.2	501 / 927
京都	2.28	0.04	50.9	△2.2	1,005 / 1,974
大阪	2.21	0.09	43.0	△0.8	3,711 / 8,633
兵庫	2.25	0.04	49.5	△1.4	1,784 / 3,603
奈良	2.88	0.05	61.5	△1.0	433 / 704
和歌山	2.49	△0.04	61.1	△0.5	395 / 646
鳥取	2.43	0.06	60.1	△2.9	292 / 486
島根	2.67	0.08	68.0	0.0	420 / 618
岡山	2.54	0.10	51.1	△2.5	798 / 1,563
広島	2.30	0.05	48.0	△1.0	1,170 / 2,437
山口	2.60	△0.01	56.3	△2.3	549 / 976
徳島	2.26	0.04	60.2	△2.5	325 / 540
香川	2.14	0.06	54.6	△1.1	481 / 881
愛媛	2.29	0.00	48.9	△3.9	534 / 1,091
高知	2.55	0.15	61.2	△1.5	338 / 552
福岡	2.21	0.03	49.9	△2.9	2,056 / 4,118
佐賀	2.70	0.05	65.0	△3.9	414 / 637
長崎	2.64	0.03	59.9	△2.8	627 / 1,046
熊本	2.41	0.06	56.5	△2.4	749 / 1,325
大分	2.59	0.04	61.2	0.4	551 / 900
宮崎	2.47	△0.05	61.9	△1.7	553 / 893
鹿児島	2.54	0.10	61.6	△0.4	816 / 1,325
沖縄	2.86	0.12	60.9	△1.3	660 / 1,084

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 

{	一般の民間企業 …………… 2. 3% (43.5人以上規模の企業) 特殊法人等 …………… 2. 6% [ 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------
  
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%  
 (38.5人以上規模の機関)
  
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5.%  
 (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 \text{+ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数 + 失業者数}}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること